

材料エネルギー学部履修登録単位数上限特例要項

(令和5年4月1日材料エネルギー学部長決裁)

機密性 1

(趣旨)

第1条 この要項は、材料エネルギー学部規則（令和5年島大材料エネルギー学部規則第1号）第13条の規定に基づき、島根大学材料エネルギー学部（以下「本学部」という。）において、各学期に履修科目として登録できる単位数の上限（以下「履修登録単位数の上限」という。）の特例に関し、必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、本学部の課程修了の要件として履修する授業科目とする。ただし、集中講義として開講する授業科目は履修登録単位数の上限の対象としない。

(特例の対象)

第3条 次の各号の一に該当する者については、履修登録単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

- 一 成績優秀者
- 二 その他戦略企画会議において認めた者

2 前項に定める者には、翌年度の履修登録までに履修登録単位数の上限を超えて履修科目を登録できることを通知する。

(成績優秀者)

第4条 前条の成績優秀者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 過去1年間に第2条に定める対象科目を32単位以上修得していること。
- 二 第2条に定める対象科目の累積GPAが3.2以上であること。

(履修指導)

第5条 第3条の規定により履修登録単位数の特例を認められた者が履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修するに当たっては、各指導教員が、履修授業科目、単位数等適切な履修指導を行うものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。